

# 資料編



## (1) 計画策定の経緯

日 時	開催会議名など	内 容
<b>令和4年度</b>		
8月17日	第1回 庁内策定部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市計画マスタープランの見直しと立地適正化計画の策定について</li> <li>市民アンケート調査の実施について</li> <li>唐津市都市計画マスタープラン等策定委員会の運営について（内規）</li> </ul>
8月30日	第1回 策定委員会	
10月5日～ 10月19日	市民アンケート調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>唐津市在住の18歳以上の2,500世帯を対象</li> <li>回答880通（回答率35.2%）</li> </ul>
11月28日	第2回 庁内策定部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>唐津市を取り巻く状況、上位関連計画における方向性、住民ニーズの方向性（市民アンケート調査結果より）</li> <li>現行計画の評価検証</li> <li>都市計画マスタープランの改定及び立地適正化計画策定の方向性</li> </ul>
12月28日	第2回 策定委員会	
2月7日	第3回 庁内策定部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>唐津市都市計画マスタープラン全体構想編の骨子（案）について</li> <li>災害リスク分析について</li> </ul>
2月27日	第3回 策定委員会	
3月29日	第27回唐津市都市計画審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>唐津市都市計画マスタープランの見直しと立地適正化計画の策定について（中間報告）</li> </ul>
<b>令和5年度</b>		
6月23日	第4回 庁内策定部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>唐津市都市計画マスタープラン等庁内策定部会の体制変更について</li> <li>都市計画マスタープラン（地域別構想・実現方策）見直しの進め方について</li> <li>立地適正化計画策定の進め方について</li> </ul>
7月3日	第4回 策定委員会	
11月1日	第1回地域別ワークショップ	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域住民によるワークショップの実施</li> <li>テーマ：地域の魅力（特色・資源）や、地域が抱える課題（改善点）について</li> <li>参加者：44名（中央地域16名、東部地域5名、南部地域8名、西部地域5名、北部地域10名）※公募</li> </ul>
11月13日	第5回 庁内策定部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市計画マスタープラン地域別構想案（地域別の状況と課題）について</li> <li>立地適正化計画の誘導区域案について</li> </ul>
11月20日	第5回 策定委員会	
11月22日	第2回地域別ワークショップ	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域住民によるワークショップの実施</li> <li>テーマ：地域の魅力や課題を踏まえた地域の将来像（目指すべき姿）と、その実現のために必要な取り組みについて</li> <li>参加者：38名（中央地域14名、東部地域5名、南部地域9名、西部地域3名、北部地域7名）※公募</li> </ul>

日 時	開催会議名など	内 容
1月17日	第6回 庁内策定部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画マスタープラン地域別構想案（まちづくりの目標と重点方針）について</li> <li>・立地適正化計画の誘導施設案について</li> <li>・立地適正化計画の防災指針案について</li> </ul>
1月22日	第6回 等策定委員会	
2月21日	第7回 庁内策定部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画マスタープランの実現方策案について</li> <li>・まちづくりの基本理念について</li> <li>・立地適正化計画の誘導施策および成果指標について</li> </ul>
2月26日	第7回 策定委員会	
<b>令和6年度</b>		
7月10日	第8回 庁内策定部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画マスタープラン（素案）について</li> <li>・立地適正化計画（素案）について</li> </ul>
8月7日～ 8月23日	地域別住民説明会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画マスタープランおよび立地適正化計画の素案に関する地域別住民説明会を実施</li> <li>・参加者：20名（唐津地区10名、浜玉地区4名、北波多地区2名、相知地区1名、肥前地区3名）</li> <li>・地域別住民説明会で使用した説明動画をYouTubeで公開</li> </ul>
8月23日～ 9月24日	パブリックコメント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画マスタープランおよび立地適正化計画の素案に関するパブリックコメントを実施</li> <li>・意見：1件</li> </ul>
10月18日	第8回 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画マスタープラン案について</li> <li>・立地適正化計画案について</li> </ul>
11月15日	第29回都市計画審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画マスタープラン案について</li> <li>・立地適正化計画案について</li> </ul>

※庁内策定部会：唐津市都市計画マスタープラン等庁内策定部会

※策定委員会：唐津市都市計画マスタープラン等策定委員会

## (2) 都市計画マスタープラン等策定委員会委員名簿

委員 (唐津市都市計画マスタープラン等策定委員会設置要綱第3条第2項各号)

順不同、敬称略

区分	氏名	所属等	分野	
学識 経験	1 さかい たける 坂井 猛	九州大学キャンパス計画室 教授	都市計画	
	2 ごとう りゅうたろう 後藤 隆太郎	佐賀大学工学部 教授	建築計画	
	3 いの は え たくろう 猪八重 拓郎	佐賀大学工学部 准教授	都市計画	
	4 はやし ひろのり 林 博徳	九州大学大学院工学研究院 准教授	流域治水	
関係 団体	5 きのした しゅういち 木下 修一	唐津商工会議所 副会頭	商工業	
	6 まつもと ひろむ 松本 弘	唐津農業協同組合 代表理事副組合長	農業	
	7 おおた じゅんこ 太田 順子	一般社団法人唐津観光協会 副会長	観光	
	8 まつざき よしゆき 松崎 義行	昭和自動車株式会社自動車事業本部乗合事業部 部長	交通	
	9 おおつる まさし 大鶴 将司	九州旅客鉄道株式会社佐賀鉄道事業部企画運輸課 課長	交通	
	10 なかむら しげみ 中村 重美	公益社団法人佐賀県宅地建物取引業協会唐津支部 顧問	土地利用	
	11 よしだ よしみち 吉田 善道	社会福祉法人唐津市社会福祉協議会 会長	福祉	
12 ひらの なおと 平野 直人	唐津地区建築士会 理事	建築		
行政 機関	13 あまもと たかこ 天本 貴子	佐賀県県土整備部まちづくり課 課長	行政	
	14 きしかわ しゅんすけ 岸川 俊介	佐賀県唐津土木事務所 所長	行政	
	15	くわはら こうじ 桑原 宏司 (R4.7.20~R5.1.10)	佐賀県唐津農林事務所 所長	行政
		やまもと さとし 山本 智史 (R5.1.11~R6.3.31)		
		かたふち たかあき 片淵 隆昭 (R6.4.1~)		
	16	あおやま たいぞう 青山 泰三 (R4.7.20~R5.3.31)	唐津市経済部 部長	行政
やしま だいぞう 八島 大三 (R5.4.1~)				
17	そおだ まさお 宗田 匡央 (R4.7.20~R5.3.31)	唐津市都市整備部 部長	行政	
	いわくま しんいち 岩熊 真一 (R5.4.1~)			

任期 令和4年7月20日から3年間。ただし、策定委員会所掌事務が終了した場合は、その日を任期満了日とする。

アドバイザー (唐津市都市計画マスタープラン等策定委員会設置要綱第3条第3項)

敬称略

区分	氏名	所属等	分野
学識 経験	1 ほかお かずのり 外尾 一則	佐賀大学 名誉教授 ※唐津市都市計画審議会 会長	都市計画

任期 令和4年7月20日から3年間。ただし、策定委員会所掌事務が終了した場合は、その日を任期満了日とする。

### (3) 市民アンケート調査概要

■調査の目的：唐津市都市計画マスタープランの改定および立地適正化計画の策定にあたり、住民のまちづくりに対する問題・課題等の認識、また、今後目指すべきまちの姿や実施すべき施策等について、意見を把握することを目的に実施しました。

- 調査の対象：①調査対象地域・・・唐津市全域  
 ②調査対象者・・・18歳以上の市民2,500人  
 ③サンプル抽出方法・・・無作為抽出  
 ④調査期間・・・令和4年10月5日～10月19日  
 ⑤調査方法・・・郵送による配布。回答は郵送またはwebによる回答を併用しました。

#### ■配布・回収数

配布数	有効回答数	回答率
2,500通	880通 (web回答124通)	35.2%

■回答者の属性：回答者の男女別割合は男性41.5%（前回43.1%）、女性56.9%（前回54.1%）であり、前回調査時と比較すると、女性の回答割合がわずかに増加しました。

年代別では、前回調査時と比較して70代以上の割合が30.1%と9ポイント増加する一方で、30代以下の回答割合が15.3%と8ポイント低下。これは、前回調査時と比べて市全体で高齢化が進み、60代・70代への配布数が増加したことなどが要因と考えられます。

【アンケート回答者及び人口構成の比較】

	アンケート回答者の割合						(参考)人口構成割合				
	平成19年		令和4年		(参考)		平成19年		令和4年		
	回答数 (票)	構成比 (%)	回答数 (票)	構成比 (%)	配布数 (票)	回答率 (%)	人口 (人)	構成比 (%)	人口 (人)	構成比 (%)	
10代	8	0.8%	9	1.0%	312	19.9%	0-9歳	12,764	9.6%	9,593	8.2%
20代	93	9.7%	53	6.0%			10-19歳	14,005	10.5%	11,455	9.8%
30代	118	12.4%	73	8.3%	305	23.9%	20-29歳	14,415	10.8%	9,187	7.9%
40代	126	13.2%	141	16.0%	407	34.6%	30-39歳	15,279	11.5%	11,035	9.5%
50代	212	22.2%	145	16.5%	379	38.3%	40-49歳	15,621	11.7%	14,759	12.6%
60代	187	19.6%	189	21.5%	471	40.1%	50-59歳	21,058	15.8%	13,750	11.8%
70代以上	207	21.7%	265	30.1%	626	42.3%	60-69歳	15,390	11.6%	17,065	14.6%
							70-79歳	15,055	11.3%	16,504	14.1%
							80-89歳	7,962	6.0%	10,092	8.6%
無回答	3	0.3%	5	0.6%	-	-	90-99歳	1,574	1.2%	3,142	2.7%
							100歳以上	47	0.0%	106	0.1%
総数	954	100.0%	880	100.0%	2,500	35.2%	総数	133,170	100%	116,688	100%
							平均年齢	44.45歳		48.87歳	

#### (4) 地域別ワークショップ概要

- 調査の目的：全2回開催した地域別ワークショップでは、公募により49名（1回目と2回目の重複を除く）の住民の方にご参加いただき、地域の魅力や課題、将来像などについてグループワークを実施し、オンラインによる成果発表を行いました。

【1日目ワークショップ概要】

日時	令和5年11月1日 19時～21時		
参加人数	中央地域	16名	合計 44名
	東部地域	5名	
	南部地域	8名	
	西部地域	5名	
	北部地域	10名	
内容	地域の魅力（特色・資源）や、地域が抱える課題（改善点）について		

【2日目ワークショップ概要】

日時	令和5年11月22日 19時～21時		
参加人数	中央地域	14名	合計 38名
	東部地域	5名	
	南部地域	9名	
	西部地域	3名	
	北部地域	7名	
内容	地域の魅力や課題を踏まえた地域の将来像（目指すべき姿）と、その実現のために必要な取り組みについて		

## (5) 誘導施設の考え方

機能	対象施設 (施設の種類)	施設の定義など	誘導の対象		誘導の 対象外	誘導の考え方
			都市機能誘導区域			
			都市拠点	地区拠点		
行政機能	市役所(本庁舎)	唐津市の事務所の位置を定める条例	●			市全域を対象として行政サービスを提供する施設であり、市民の利便性を考慮し、誘導区域(都市拠点)に立地することが望ましい。
	市役所(市民センター)	唐津市市民センター設置条例		●(注)	●	各地域の生活拠点としての機能を有する施設であることから、誘導区域内への誘導は行わない。 (注)浜玉市民センターについては、地区拠点(浜崎駅周辺地区)内に立地していることから、誘導区域(地区拠点)への誘導の対象とする。
	その他	国、県等が設置する出先機関のうち、唐津市全域を管轄するもの	●			市全域を対象として行政サービスを提供する施設であり、市民の利便性を考慮し、誘導区域(都市拠点)に立地することが望ましい。
福祉機能	福祉施設	・唐津市高齢者ふれあい会館条例 ・唐津市障害者支援センター条例	●	●		市全域を対象として行政サービスを提供する施設であり、市民の利便性や、現在の施設立地状況等も踏まえ、誘導区域(都市拠点・地区拠点)に立地することが望ましい。
	保健センター	・唐津市健康サポートセンター条例 ・唐津市保健センター条例 ・唐津市北波多総合保健センター条例 ・唐津市ひれふりランド条例	●	●		公共施設再配置計画において、将来的に市域に一つの配置とする旨が定められているなど、市全域を対象として行政サービスを提供すべき施設であることから、市民の利便性や、現在の施設立地状況等も踏まえ、誘導区域(都市拠点・地区拠点)に立地することが望ましい。
	介護サービス施設	老人福祉法又は介護保険法に規定する施設で、事業者が居宅介護・通所介護・施設介護などのサービスを行う施設			●	人口分布等に応じて各地域に立地することが望ましい施設であるため、誘導区域内への誘導は行わない。
子育て機能	子育て支援施設	唐津市子育て支援センター条例	●			市全域を対象として行政サービスを提供する施設であり、市民の利便性を考慮し、誘導区域(都市拠点)に立地することが望ましい。
	保育園、幼稚園、認定こども園	・児童福祉法第39条第1項に規定する施設 ・学校教育法第1条に規定する幼稚園 ・就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する施設			◎	人口分布等に応じて身近な生活圏にも立地が必要な施設であるため、誘導区域内への誘導の対象とはしないが、居住誘導区域内への居住の誘導にあたっては、都市拠点または地区拠点に多く立地することが望ましい施設であるため、都市機能誘導区域内への誘導を推奨する。
	放課後児童健全育成施設	唐津市放課後児童健全育成施設条例			●	小学校の立地と密接に関係する施設であるため、誘導区域への誘導は行わない。
商業機能	コンビニエンスストア	コンビニエンスストア			◎	人口分布等に応じて身近な生活圏にも立地が必要な施設であるため、誘導区域内への誘導の対象とはしないが、居住誘導区域内への居住の誘導にあたっては、都市拠点または地区拠点に多く立地することが望ましい施設であるため、都市機能誘導区域内への誘導を推奨する。
	大規模小売店舗	大規模小売店舗立地法第2条第1項に規定する店舗面積が1,000㎡以上の施設	●	●		市全域のみならず、市外からの利用も見込まれる施設であることから、誘導区域(都市拠点・地区拠点)に立地することが望ましい。

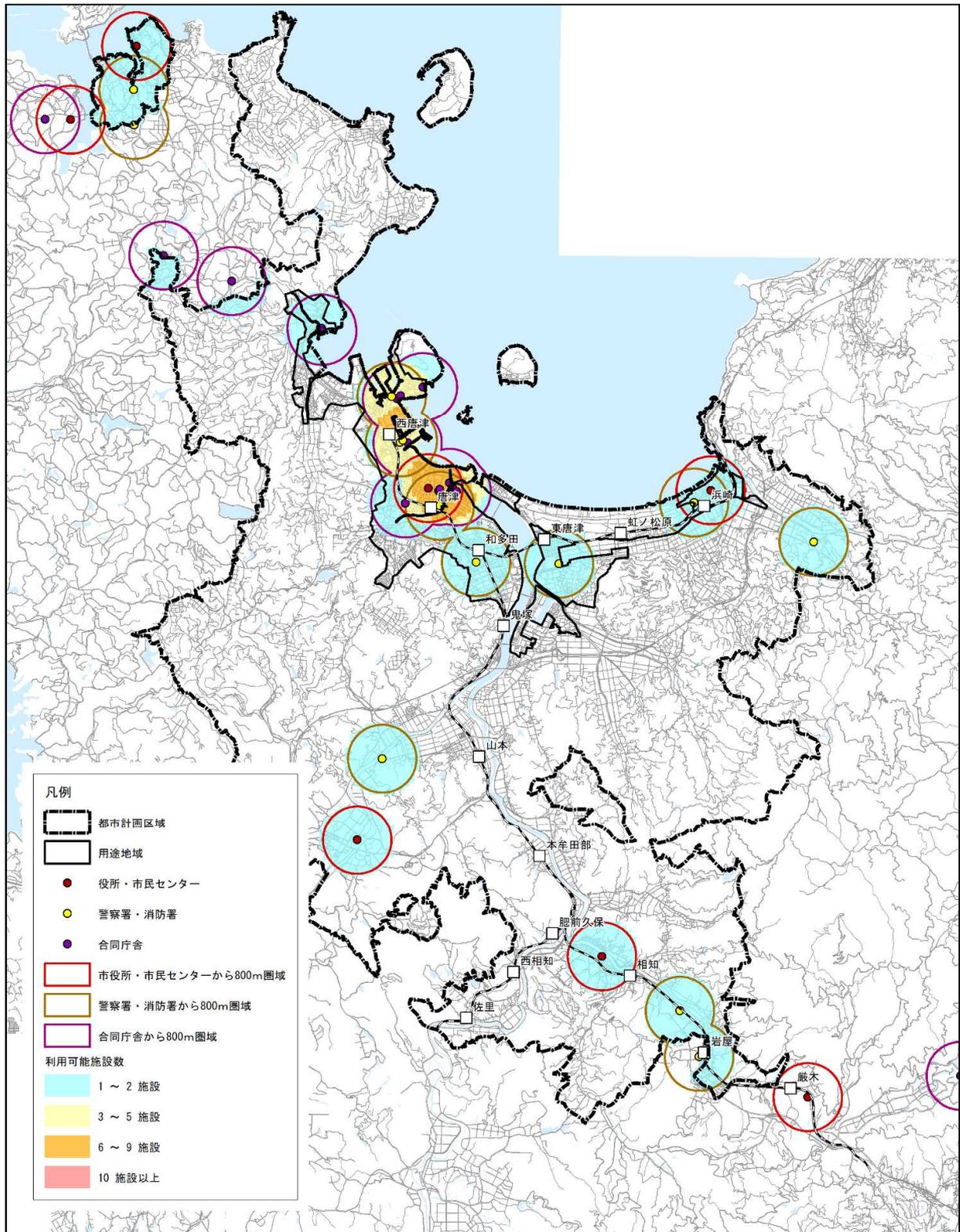
機能	対象施設 (施設の種類)	施設の定義など	誘導の対象		誘導の 対象外	誘導の考え方
			都市機能誘導区域			
			都市拠点	地区拠点		
医療機能	病院	医療法第1条の5第1項に規定する施設(市民病院を除く)	●	●		市全域を対象としてサービスを提供する施設であり、市民の利便性を考慮し、複数施設の立地が望ましいことから、誘導区域(都市拠点・地区拠点)への誘導を図る。 ただし、市民病院については、公共施設再配置計画において、「現在の配置とする」旨が定められていることを勘案し、誘導施設から除外する。
	診療所	医療法第1条の5第2項に規定する施設			◎	身近な生活圏にも立地が必要な施設であるため、誘導区域内への誘導の対象とはしないが、居住誘導区域内への居住の誘導にあたっては、都市拠点または地区拠点に多く立地することが望ましい施設であるため、都市機能誘導区域内への誘導を推奨する。
金融機能	銀行など	本店・支店など窓口機能を有するもの			●	日常生活の利便性を考慮し、身近な生活圏にも立地することが望ましい施設であるため、誘導区域内への誘導は行わない。
	郵便局	特定・簡易郵便局を除く普通郵便局			●	日常生活の利便性を考慮し、身近な生活圏にも立地することが望ましい施設であるため、誘導区域内への誘導は行わない。
教育機能	小学校	唐津市立小学校及び中学校設置条例			●	将来の児童数の推移等を考慮して配置すべき施設であることから、誘導は行わない。
	中学校	唐津市立小学校及び中学校設置条例			●	将来の生徒数の推移等を考慮して配置すべき施設であることから、誘導は行わない。
	高校・専門学校など	・学校教育法第1条に規定する高等学校、中等教育学校、大学及び高等専門学校 ・学校教育法第124条に規定する専修学校	●	●		市全域のみならず、市外からの利用も見込まれる施設であることから、誘導区域(都市拠点・地区拠点)に立地することが望ましい。
文化・生涯学習機能	図書館	唐津市近代図書館条例	●			市全域を対象として行政サービスを提供する施設であり、市民の利便性を考慮し、誘導区域(都市拠点)に立地することが望ましい。
	スポーツ施設	・唐津市体育施設条例別表第1に規定する施設 ・スポーツジム等			◎	市民の健康増進、スポーツの振興を図る観点から、各地域にも立地が必要な施設であるため、誘導区域内への誘導の対象とはしないが、居住誘導区域内への居住の誘導にあたっては、都市拠点または地区拠点に多く立地することが望ましい施設であるため、都市機能誘導区域内への誘導を推奨する。
	市民会館・文化会館	市が設置する市民会館・文化会館またはこれに類する施設であって、広く市民が利用できるホールを有するもの	●			公共施設再配置計画において、概ね1,000人規模の施設は市域に一つの配置を基本とする旨が定められているなど、市全域を対象として行政サービスを提供すべき施設であることから、市民の利便性を考慮し、誘導区域(都市拠点)に立地することが望ましい。
	公民館	唐津市公民館条例			●	利用者の利便性を考慮し、各地域に立地することが望ましい施設であるため、誘導区域内への誘導は行わない。
観光・交流機能	観光施設	観光振興を目的として市または民間が設置・運営する施設			●	各地域の特性を活かした施設であることから、誘導区域への誘導は行わない。
	特産品等展示販売施設	唐津の特産品等の展示販売を目的として市または民間が設置・運営する施設			●	各地域の特性を活かした施設であることから、誘導区域への誘導は行わない。
	交流施設	市民や来訪者の交流を目的として市が設置する施設(上記のいずれかに分類される施設を除く)	●	●		地域だけでなく、市全域、または市外からの利用も見込まれる施設であることから、誘導区域に配置することが望ましい。

※ 「誘導の対象外」欄に「◎」のある施設は、都市機能誘導区域内への立地を「推奨」する施設。

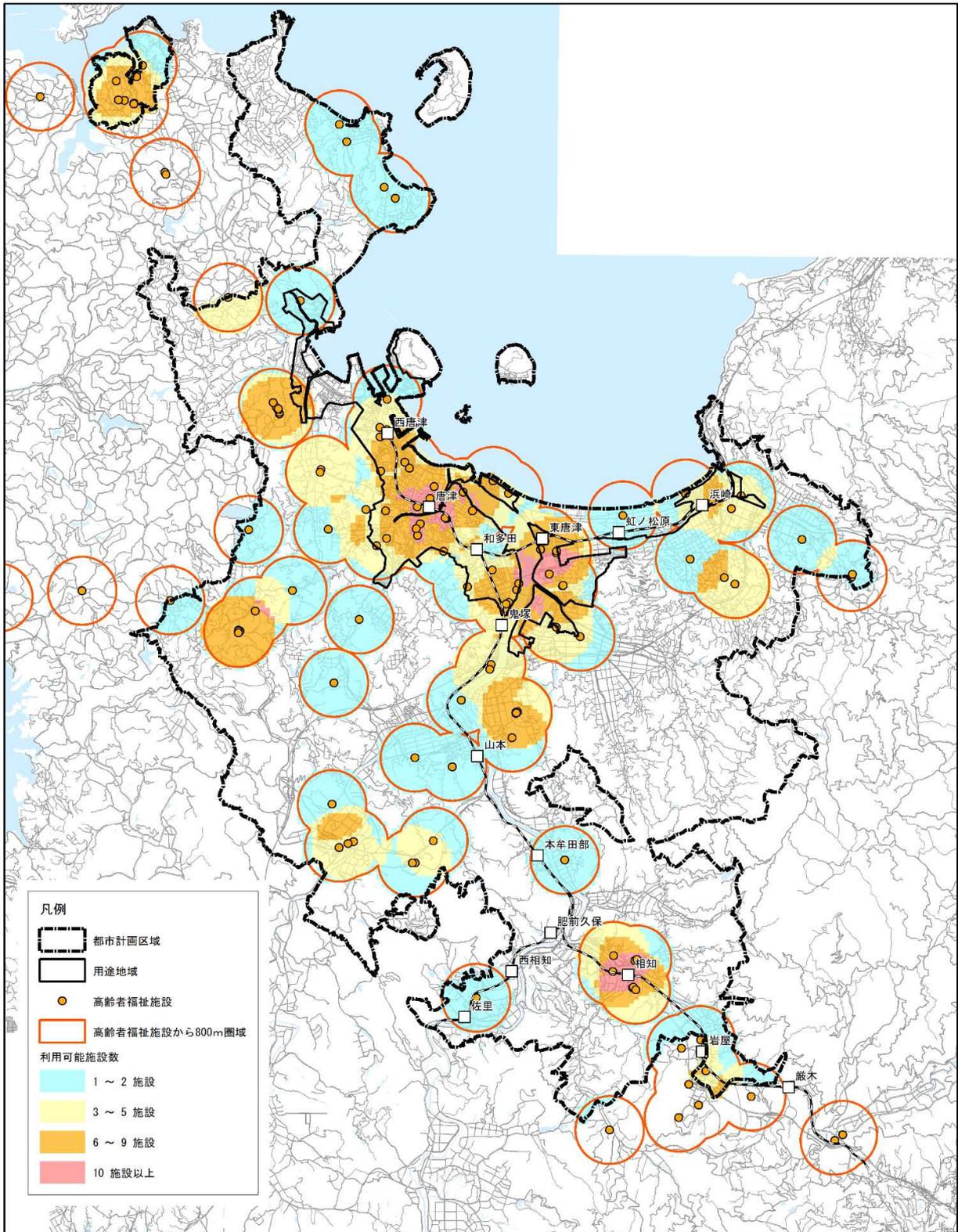
※ 公共施設を新設する場合は、施設の設置目的等を踏まえ個別に判断する。

## (6) 都市機能（施設）の分布状況

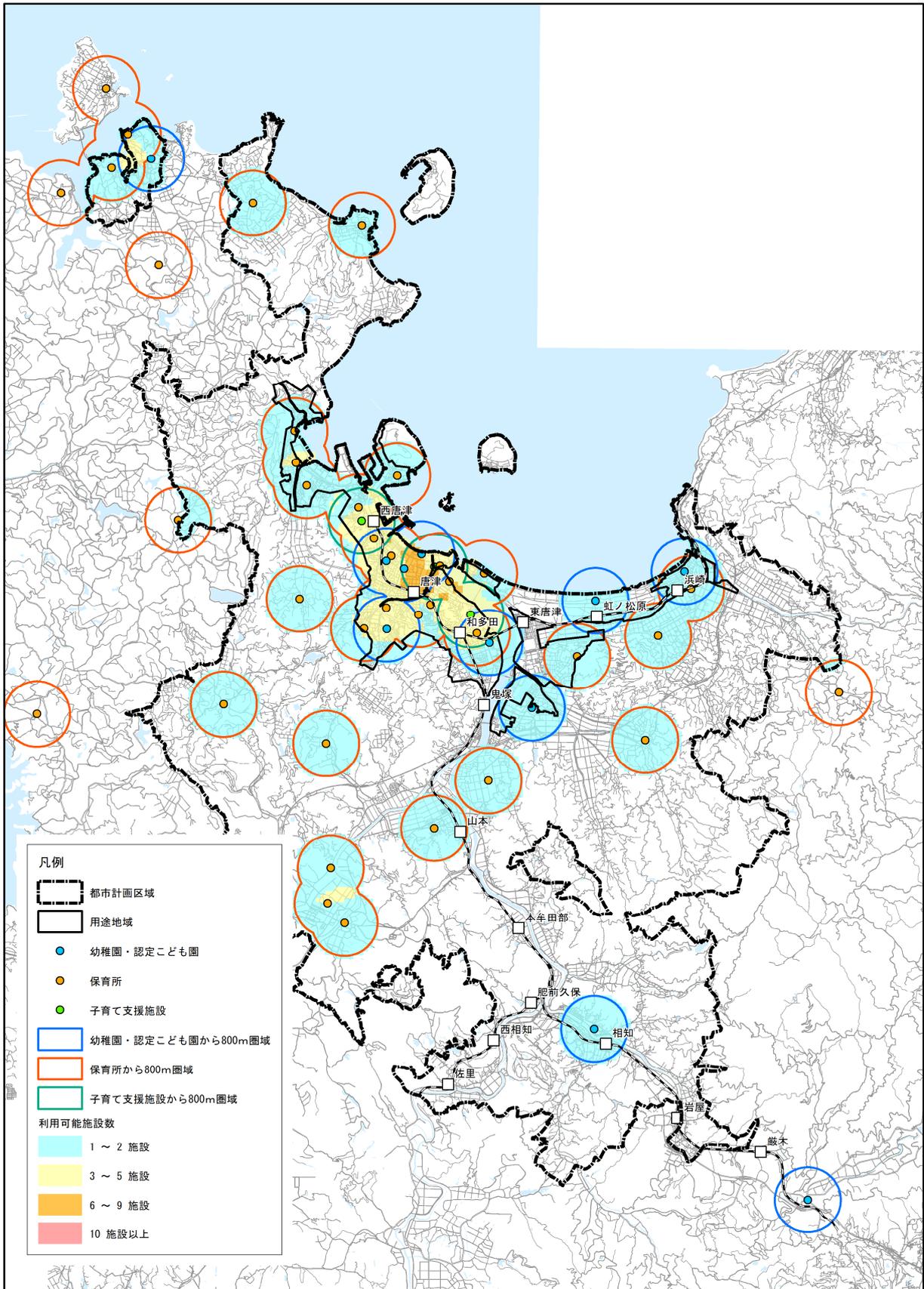
### ① 行政機能



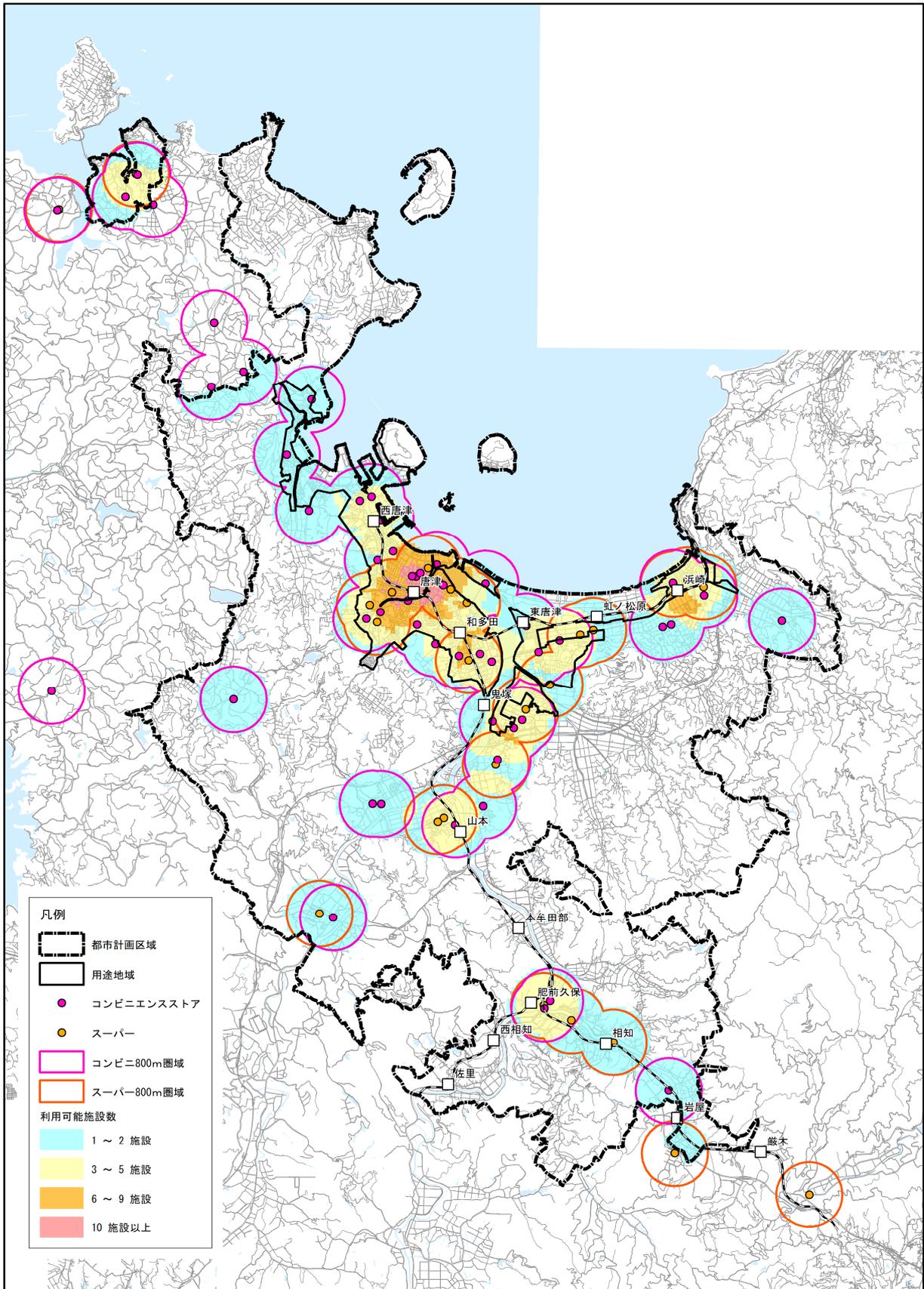
## ② 介護福祉機能



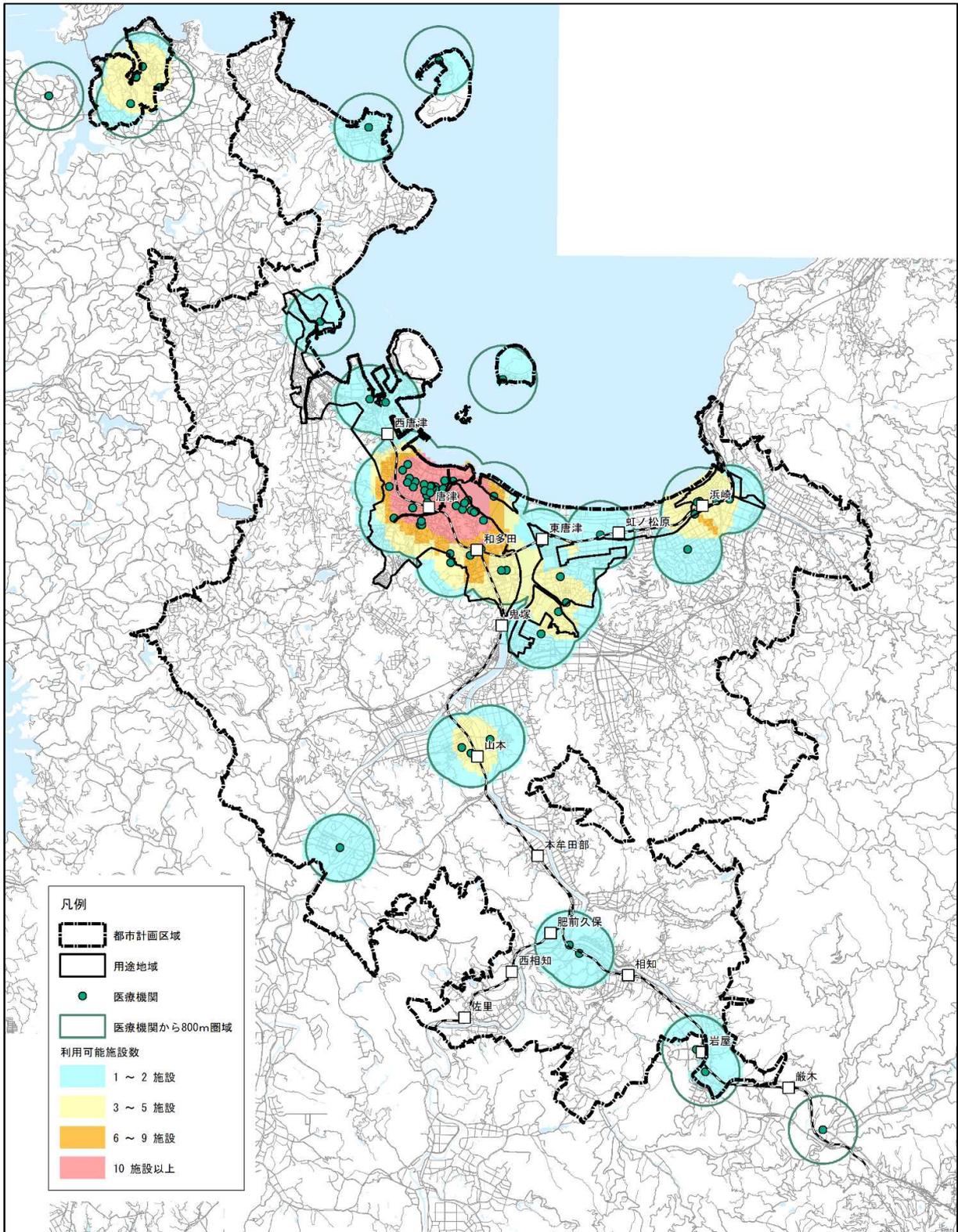
### ③ 子育て機能



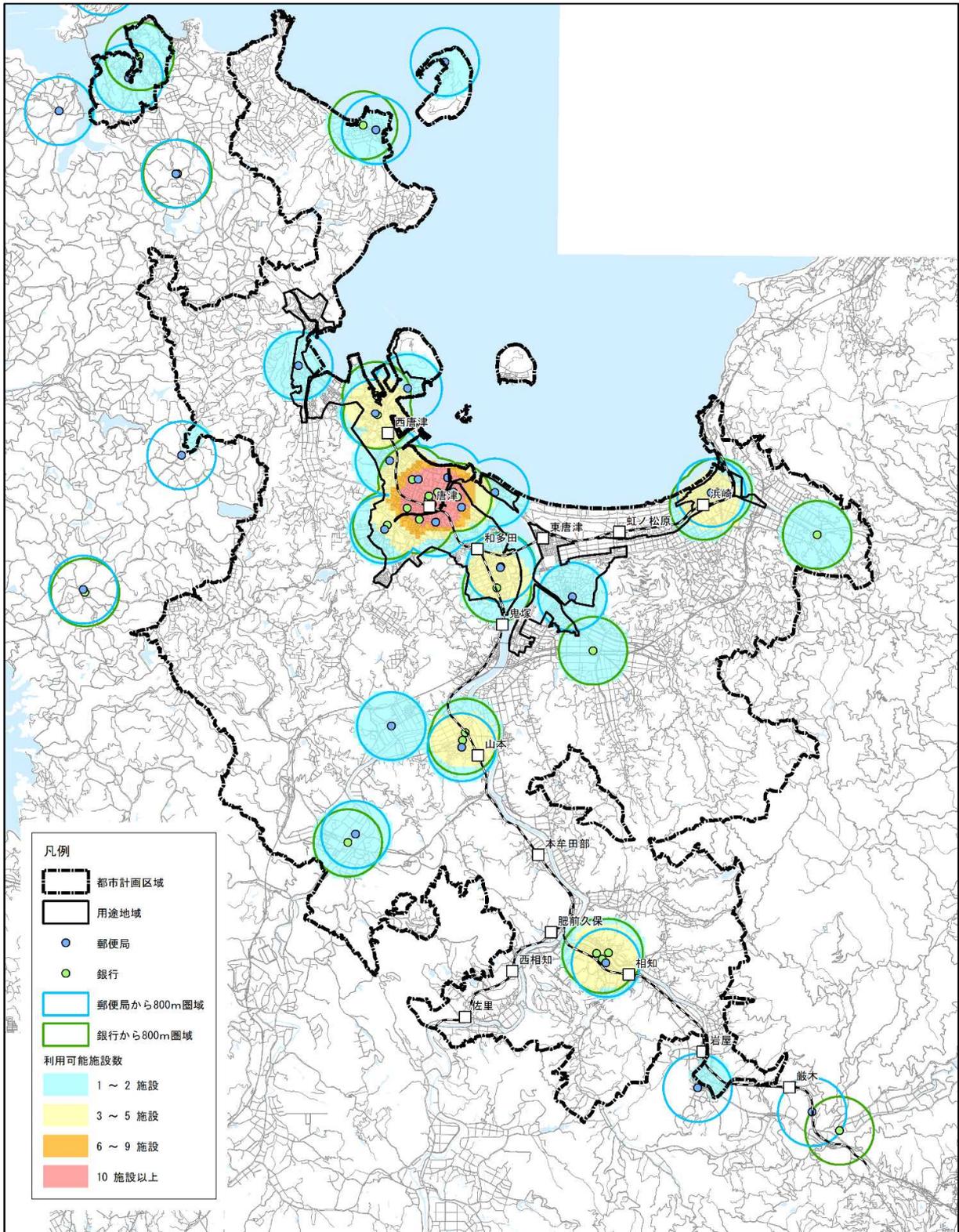
#### ④ 商業機能



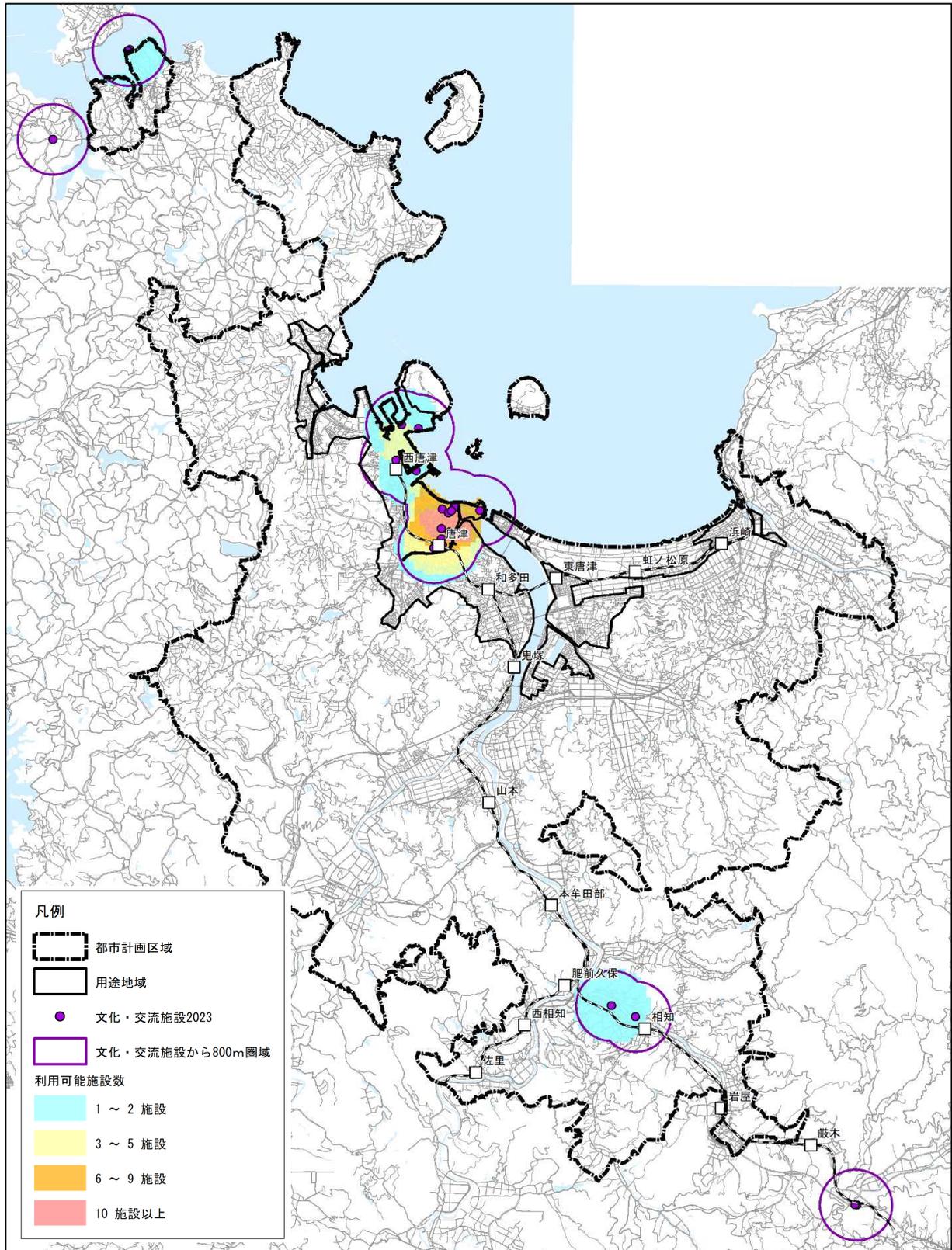
## ⑤ 医療機能



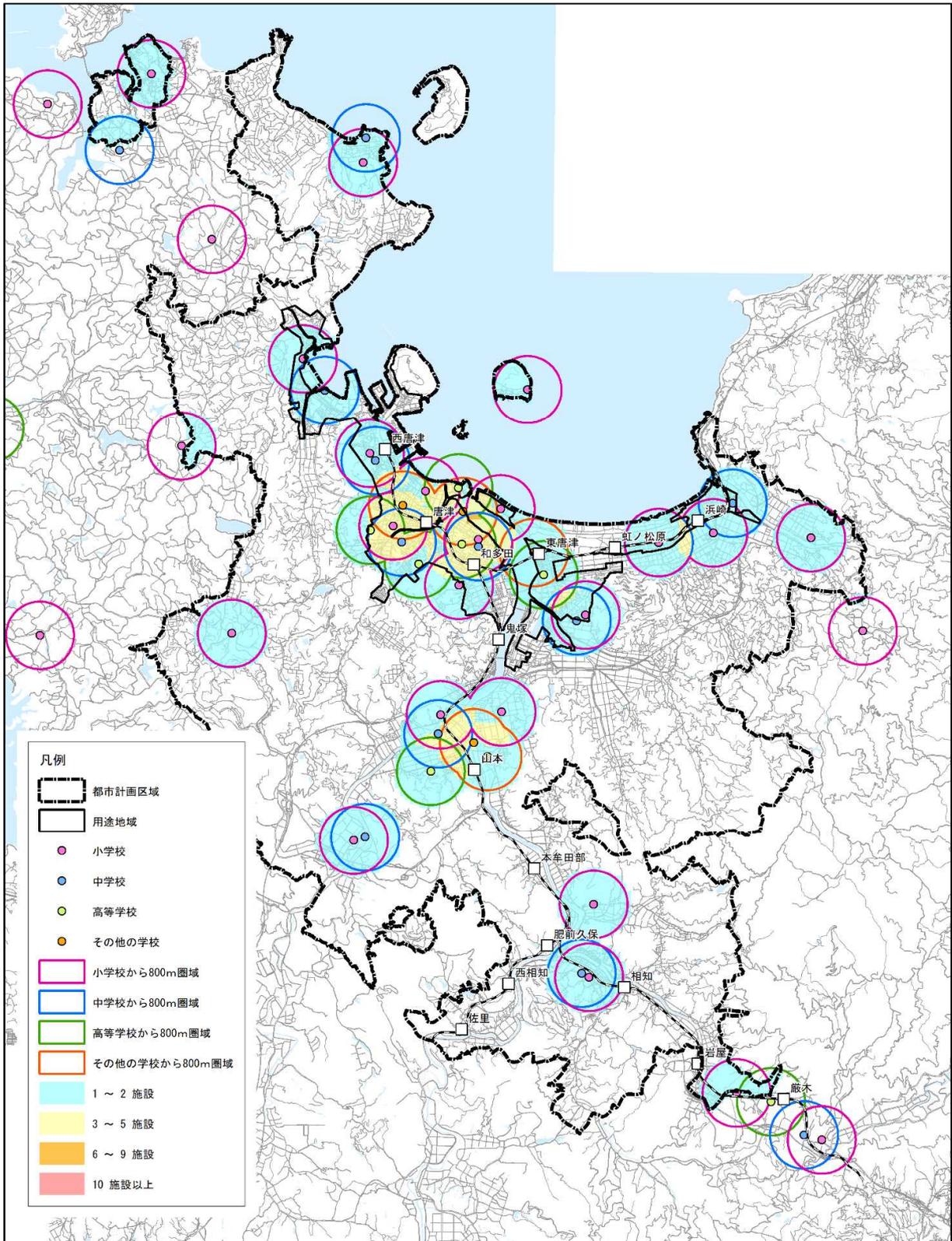
## ⑥ 業務（金融）機能



## ⑦ 文化・交流機能



## ⑧ 教育機能



## (7) 用語の解説

### ア行

#### インフラ

都市の基盤となる道路、鉄道、上下水道、電気、オンデマンド通信などの施設（インフラストラクチャーの略）。

#### 液状化

地震の揺れによって地盤が液体のような現象。

#### NPO

自発的、継続的に社会貢献活動を行う、営利を目的としない民間非営利活動組織。

#### L1・L2

洪水を引き起こす雨量を「計画規模（L1）」の降雨と「想定最大規模（L2）」の降雨の2種類想定したもの。計画規模（L1）は10～200年に1回程度の割合で発生する降雨量を想定し、想定最大規模（L2）は1000年に1回程度の割合で発生する降雨量を想定している。

### カ行

#### 家屋倒壊等氾濫想定区域

河川が氾濫したときに、堤防決壊による家屋倒壊のおそれのある地域。

#### 急傾斜地崩壊危険区域

崩壊の危険がある急傾斜地で、崩壊により多数の居住者等に危害が発生することが予測される土地及び隣接する土地のうち、急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律に基づいて指定される区域。

#### 居住誘導区域

人口減少の中にあっても一定エリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスを提供する都市機能や地域コミュニティが維持されるように、居住を誘導すべき区域。

#### 緊急輸送道路

災害直後から発生する緊急輸送を円滑に行うため、高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線道路と、知事等が指定する防災拠点を相互に連絡する道路。

#### 区域区分

計画的に市街化を図るため、都市計画区域において市街化区域と市街化調整区域を区分（線引き）すること。

#### グリーンスローモビリティ

時速20km未満で公道を走ることができる電動車を活用した小さな移動サービスで、その車両も含めた総称。

#### 原生自然環境保全地域

人の活動の影響を受けることなく原生の状態を維持している地域（1,000ha以上、島嶼は300ha以上）。

#### 公共建築物

国や地方公共団体が整備する建築物（いわゆるハコモノ）。なお、本計画における公共建築物のうち、唐津市が整備するものについては、唐津市公共施設等総合管理計画に定める方針に基づいて整備されるものであることを前提とする。

#### 公共公益施設

公設・民設を問わず、教育施設、医療施設、福祉施設、道路、公園、広場、駐車場など、居住者の共同の福祉または利便のために必要な施設。

#### 公共施設

公共建築物のほか、道路、上下水道、公園などのいわゆるインフラを含め、国や地方公共団体が整備する施設。

#### 工業専用地域

都市計画における用途地域の1つで、工業の利便の増進を図る地域。住居の建設が認められていないため、原則としてこの地域に住むことができない。

#### コンパクトシティ

都市の中心部に様々な都市機能を集約し、都市を密な構造とする政策・考え方。「集約型都市構造」とも言う。高齢化や人口減少が進む中で、持続可能な都市を目指す試み。

### サ行

#### 災害危険区域

建築基準法に基づき、津波、高潮、出水などによる危険が著しいとして指定される区域をいう。居住用建築物の建築の禁止や、建築物の建築に関して災害防止上必要な制限を定めることができる。

#### 市街化区域

既に市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域として、都市計画で定めた区域。

## 市街化調整区域

市街化を抑制すべき区域として都市計画で定めた区域。

## 浸水想定区域

河川の氾濫により、住宅などの建物が浸水することが想定される区域。

## 垂直避難

建物屋内の2階以上の安全を確保できる高さまで移動して避難すること。

## 夕行

### 地すべり防止区域

地すべり等防止法で定められている区域であり、地すべりによる崩壊を防止するため、必要な施設（排水施設、擁壁等）を設置するとともに、一定の行為を制限する必要がある土地について、農林水産大臣又は国土交通大臣が指定する区域。

### 地物

建物、樹木、岩石など、自然・人工に関わらず地上にあるすべての物のこと。

### 低未利用地

民有地・公有地を問わず、居住や事業用地として利用されていない、またはその利用の程度が、周辺の土地における利用の程度に比べて著しく劣っている土地。

### デマンド交通

予約する利用者に応じて運行する時刻や経路が変わる交通方式のこと。路線バスのような定時定路線ではなく、予約がある場合のみ運行する。

### 特定空家等

そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態など、周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

### 都市機能

都市の生活に必要なとされる様々な働きやサービスのことで、居住や医療・福祉・商業、公共交通などの機能を指す。

### 都市機能増進施設

医療施設、福祉施設、商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉や利便のため必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するもの。

## 都市機能誘導区域

医療・福祉・商業等の都市機能を都市の主要な拠点に誘導し、維持・集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域。

## 都市計画運用指針

国土交通省が定める都市計画の運用に関する指針。今後の都市のあり方を踏まえ、土地利用や都市施設等の都市計画制度をいかに活用していくことが望ましいが、国としての基本的な考え方を示したものの。

## 都市計画区域

都市計画法とその関連法令の適用を受けるべき土地の区域。具体的には、自然的及び社会的条件並びに人口、土地利用、交通量等の現況及び推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域について都道府県が指定する。

## 都市計画マスタープラン

都市計画法第18条の2の規定に基づき市町村が策定する計画であり、将来の都市構造や都市計画（土地利用、都市施設等）に関する基本方針を示すことにより、市民や事業者とともに秩序あるまちづくりを進めていくための指針となるもの。

## 都市再生特別措置法

少子高齢化等の社会経済情勢の変化に対応した都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上を図るため、都市の再生の推進に関する基本方針等について定めた法律。

## 都市施設

道路、公園、下水道など、都市における安全で快適な生活や機能的な活動のために必要不可欠な施設で、都市計画に定めることができるもの（都市計画法第11条第1項各号に規定）。都市計画に定められた都市施設のことを「都市計画施設」という。

## 土砂災害警戒区域

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域。

## 土砂災害特別警戒区域

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる区域。

## ナ行

### 内水氾濫

下水道等の排水施設の能力を超えた雨が降った時や、雨水の排水先の河川の水位が高くなった時などに、雨水が排水できなくなり浸水する現象。

## 農用地

耕作の目的又は主として耕作若しくは畜産の業務のための採草若しくは家畜の放牧の目的に供される土地として、農振法第3条第1号に定められた農地。

## ハ行

### 保安林

水源地に水を貯えたり浄化したりする機能の維持、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成などのため、森林法に基づき、農林水産大臣または都道府県知事によって指定される森林。

## マ行

### マイ・タイムライン

住民一人ひとりのタイムライン（防災行動計画）であり、台風の接近等に伴う大雨によって河川の水位が上昇する時に、自分自身がとる標準的な防災行動を時系列に整理し、自ら考え命を守る避難行動のための一助とするもの。

## ヤ行

### 用途地域

都市計画法に基づく地域地区の基本となるものであり、都市の将来像を描いた上で、都市における住居、商業、工業その他の用途を適切に配分することにより、機能的な都市活動の推進や良好な都市環境の形成を図るもの。市街地を13種類の地域類型のいずれかに指定し、建築物の用途、密度、形態等を制限する。

### 要配慮者利用施設

社会福祉施設、学校、医療施設などの主として防災上の配慮を要する人が利用する施設。

## ワ行

### ワークショップ

元々は作業場、仕事場を意味していたが、拡大して、参加者の主体性を重視した体験型の講座、グループ学習、研究集会などを意味して用いられている。